（育児時間の承認）

第二十九条　育児時間の承認は、勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

２・３　（略）

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第三十九条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（交流派遣の対象から除外する職員）	（交流派遣の対象から除外する職員）
第五条　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員	（新設）
五～十三　（略）	四～十二　（略）

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第四十条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員）	（派遣除外職員）
第三条　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一　（略）	一　（略）
二　法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員	（新設）
三～十二　（略）	二～十一　（略）
（第四条派遣職員の特定給与）	（第四条派遣職員の特定給与）
第八条　第四条派遣検察官等のうち検察官以外の者（以下この条及び附則第二条第一項において「第四条派遣職員」という。）には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（第十三条第一項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。同項において同じ。）のうち正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）において行われる教授等の業務（法科大学院派遣法第四条第九項に規定する任命権者が認める時間における当該業務を行うために必要な移動等を含む。）に係るもの（以下この条において「正規の勤務時間内派遣先報酬等」という。）の年額が、第四条派遣職員に係る派遣の期間の初日における給与法第十九条に規定する	**第八条**　第四条派遣検察官等のうち検察官以外の者（以下この条において「第四条派遣職員」という。）には、派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（第十三条第一項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。同項において同じ。）のうち正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）において行われる教授等の業務（法科大学院派遣法第四条第九項に規定する任命権者が認める時間における当該業務を行うために必要な移動等を含む。）に係るもの（以下この条において「正規の勤務時間内派遣先報酬等」という。）の年額が、第四条派遣職員に係る派遣の期間の初日における給与法第十九条に規定する勤務一時間当たり